

○宗像市環境保全審議会規則

平成15年4月1日

規則第81号

改正 平成16年12月28日規則第37号

平成18年6月30日規則第36号

平成23年1月21日規則第2号

平成24年12月28日規則第44号

平成27年3月31日規則第20号

平成29年10月10日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市環境保全審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(平18規則36・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(平18規則36・旧第4条繰上、平29規則30・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平18規則36・旧第5条繰上・一部改正)

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平18規則36・旧第6条繰上・一部改正)

(出席の要求)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(平18規則36・追加)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働環境部環境課において処理する。

(平16規則37・平18規則36・平23規則2・平24規則44・平27規則20・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日規則第36号)

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則 (平成23年1月21日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第44号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第20号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。